高知県立消費生活センター

地域見守り情報



第259号

中古自動車の売却トラブル

契約後に高額なキャンセル料や減額を求められた！

車の売却に際して、「契約後に買取金額を下げると言われた」、「高額なキャンセル料を請求された」といった相談が寄せられています。

【相談事例】

■ネットで見つけた事業者に車の買い取り査定に来てもらい、不具合の申告もして、70 万円で買い取ってもらう契約書を交わし、事業者が自走して車を持ち帰った。その後、「自走可能という条件で買い取ったがオークション会場まで自走できない、40 万円で買い取るか、キャンセルになる」と言われ、キャンセルしたが、納得できない。

■車を売却しようとネットで探した事業者に電話をしたら、「8 万円で買い取る」と言われ了承。売却書類を受け取ったが、気が変わりキャンセルの電話をしたところ、「契約違反のキャンセル料数万円」を請求された。契約した認識はなかったが、キャンセル料は発生するのか。



アドバイス

◆買取業者が査定して、契約した後に、修復歴や事故歴を理由とした契約の解除や減額に応じる必要はありません。

◆車の売却は、特定商取引法におけるクーリング・オフの対象外です。一旦契約すると、原則として契約書の内容に拘束されますので、契約の前に内容を確認しましょう。

◆特に、キャンセル料に関しては、金額とともに、どの時点から発生するのか等についても理解したうえで契約しましょう。

※困ったときはすぐに消費生活センターや市町村の消費生活相談窓口に相談してください。
消費者ホットライン「１８８（いやや）」番で最寄りの消費生活センター等につながります。

☎ 局番なし１８８ 又は ☎ 高知県立消費生活センター 088-824-0999